

## 【令和2年（2020年）度】

八王子市運動施設における広告スペースへの広告物掲出に関する募集要項

### 1. 事業の目的

八王子市では、安全・安心で快適な運動施設の提供に寄与することを目的として下記の4施設の広告スペースにおいて、広告物の掲出を募集いたします。

### 2. 募集施設の概要

#### 【富士森公園陸上競技場】

所在地：八王子市台町2-2

建築年：大正15年 令和2年（2020年）3月15日リニューアルオープン

概要：日本陸上競技連盟第四種公認の競技場陸上競技場として、リニューアルオープンしました。中心市街地に位置し、全天候対応の（競争路）レーン、人工芝のインフィールドを整備し、幅広い年齢層、様々な種目スポーツなどの利用が期待されます。

施設：トラック 全天候型舗装 400m 8レーン  
インフィールド 人工芝  
夜間照明設備あり

収容人数：スタンド1,000席、芝生席2,000人

#### 【富士森公園野球場】

所在地：八王子市台町2-2

建築年：昭和31年（昭和58年 管理舎改修）

概要：例年、夏の甲子園予選大会会場となるほか、プロ野球イースタンリーグの試合なども行われます。

施設：両翼98m、センター122m 外野天然芝 磁気反転式スコアボード  
夜間照明設備あり

収容人数：内野スタンド3,126席、外野芝生席8,163人

#### 【上柚木公園陸上競技場】

所在地：八王子市上柚木2-40-1

建 築 年：平成 9 年

概 要：日本陸上競技連盟第二種公認の競技場であることから、例年、各種公式大会の会場となっています。また、インフィールド（天然芝）では、サッカー、ラグビーの試合も行われています。

施 設：トラック 全天候型舗装 400m 8レーン  
インフィールド 天然芝  
夜間照明設備あり

収容人数：メインスタンド 1,184 席、バックスタンド 880 席、芝生席 2,943 人

#### 【上柚木公園野球場】

所 在 地：八王子市上柚木 2-51-1

建 築 年：平成 12 年

概 要：例年、夏の甲子園予選大会会場となります。硬式・準硬式・軟式野球の各種大会も行われています。

施 設：両翼 98m、センター122m 外野天然芝 磁気反転式スコアボード  
夜間照明設備なし

収容人数：内野スタンド 1,600 席、外野芝生席 1,400 人

### 3. 募集広告掲載料等（年間）

公園名	施設名	掲出箇所 (規格：縦×横)	掲出料 (年間)	募集 区画数
富士森 公園	陸上競技場	場内フェンス (0.6m×6m)	25,000 円	5 区画
	野球場	外野フェンス (1m×10m)	100,000 円	14 区画
		ファウルゾーンフェンス (1m×10m)	70,000 円	5 区画
上柚木 公園	陸上競技場	場内フェンス (1m×8m)	80,000 円	10 区画
	野球場	外野フェンス (0.8m×10m)	56,000 円	12 区画
		ファウルゾーンフェンス (0.8m×10m)	56,000 円	2 区画

### 4. 広告内容

商品名、企業名、団体名等の文字とロゴ等の組み合わせを基本とした広告物とします。  
広告物については、下記内容に従って自己負担で作成及び施工をお願いします。

材質：シート状のもの（厚みの無いもの）で、剥離することができるものとし、太陽光及び照明灯を反射しないものとしします。

シールでの広告施工については、下地加工を行うと剥離する際にラバーフェンスを損傷することがあります。ラバーフェンス等の損傷については原状回復をしていただきますのでご注意ください。

ターポリン素材等の広告施工については、ビス止め（アンカー）によるコンクリート面への施工となるため、剥離する際にコンクリート面の補修をお願いします。（施設によりシート状の広告が不適当な場合はステンレス等金属製のプレートのもので、着脱できるものとしします。）

加工：直射日光や風雨によって急激に劣化しないような加工を施したものとします。

色調：野球場については、緑を基調とした下地または透明の下地に、薄黄色を基調とした文字色とします（文字のみのカッティングシール施工も同様）。陸上競技場については、制限を設けませんが、あらかじめ市の承認を得なければならないこととします。

### 5. 募集期間

随時募集を行います。

## 6. 使用期間

広告スペース使用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間（年度）とします。ただし、年度の途中から使用する場合は当該年度の3月31日までとします。

翌年度も使用を希望する場合は、再度（毎年）申請書を提出することができます。同一の区画で使用申請し、承認を受けた場合は引き続き使用することができます。この場合、5年間（年度）を上限とします。

## 7. 応募方法

### 1. 提出物

- (1) 広告スペース使用申請書
- (2) 広告物の原稿の見本または広告内容等の概要書
- (3) 法人または個人市民税の納税証明書（領収（証）書のコピーでも可）
- (4) その他、必要に応じて提出を依頼するもの

2. 原則として、使用申請書の提出後の取下げは認めませんので、提出の際は十分検討をされたうえでお願いいたします。

## 8. 募集スケジュール及び申請書等提出先

### 1. 4月掲出分申請スケジュール

申請書類配布	令和2年(2020年)4月1日(水)～
申請受付(先着順)	随時
承認結果通知	令和2年5月下旬予定

### 2. 5月以降提出スケジュール

掲出を希望する月の2か月前までに申請書を提出してください。

《受付時間》 午前9時～午後4時30分まで

《受付場所》 八王子市生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課（富士森体育館内）  
〒193-0931 東京都八王子市台町二丁目3番7号

電話番号 : 042-622-6720

FAX : 042-627-5935

メール : [b320800@city.hachioji.tokyo.jp](mailto:b320800@city.hachioji.tokyo.jp)

## 9. 使用料の納付

広告スペースの使用を承認したときは、使用料の納入通知書を送付しますので、使用料を納期限までに、市が指定する金融機関に納付してください。

## 10. 広告掲出期間の完了

既に承認を受け使用している広告スペースにおいて、翌年度、広告スペースの使用を希望するときは再度使用申請書を提出し、承認を受けた場合は1年間の使用を可能とします。

### (1) 再度申請を希望する場合

使用期間が満了する2か月前までに担当部所へ「7.応募方法」と同様の書類を提出してください。

### (2) 再度申請を希望しない場合

使用期間が満了する2か月前までに期間満了に伴う撤去及び原状回復の工程について担当部所と協議を行うものとします。

## 11. 広告物に係る責任

(1) 掲出した広告物の内容に関する一切の責任は、広告物掲出者が負うものとします。

(2) 広告物の掲出作業又は撤去作業に伴い発生した運動施設の汚損及びき損による損害については、使用者が自らの責任においてその損害を賠償しなければならないものとします。

(3) 市は、その責めに帰するものを除き、広告物の汚損、き損、滅失等について、これらの責任を負わないものとします。

(4) 運動施設の工事その他の施設管理上やむを得ない事情によって、掲出した広告物が一時的に不明瞭な状態又は可視できない状態となることがあっても、市は、広告料の返還その他の責任を負わないものとします。

## 12. その他

(1) 契約予定者（広告申込者）は、広告掲出の決定によって得た権利を、第三者に譲渡で

きないものとしします。

- (2) 提出された書類は、今回の使用申請の目的以外に使用はしません。また、原則返却はいたしません。
- (3) その他、要綱に定める事項及び広告スペース使用に関して疑義が生じた場合は、担当部所と協議して決定します。

**【問い合わせ先】**

担当部所：八王子市生涯学習スポーツ部

スポーツ施設管理課（富士森体育館内）屋外施設担当

〒193-0931 東京都八王子市台町二丁目3番7号

電話番号：042-622-6720／FAX：042-627-5935

メール：[b320800@city.hachioji.tokyo.jp](mailto:b320800@city.hachioji.tokyo.jp)